県外在住者用

令和８年度 奈良県に入猟しようとする者の狩猟者登録取扱要領

他の都道府県から奈良県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いを次のとおりとします。

１　狩猟者登録申請書の提出先

〒630－8253　奈良県奈良市内侍原町 6-1　林業会館内
一般社団法人　奈良県猟友会
電話　0742-26-8125　　※9 時～17 時（土・日・祝 休み）
FAX　0742-26-8255

２　提出書類等

1	狩猟者登録申請書	1 部
2	写真 （申請前６ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の「縦 3.0cm×横 2.4cm」で裏面に氏名、撮影年月日を記載したもの。）	2 枚
3	次のいずれかの証明書（いずれも当該年度のものに限る。） (1) 一般社団法人大日本猟友会の共済保険の被保険者であることの証明書 (2) 損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書 （補償額が 3 千万円以上） (3) 資産に関する証明書	1 部
4	次のいずれかの書類 (1) 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状の原本 (2) 一般社団法人大日本猟友会の会員である各都道府県猟友会長が原本と相違ない旨を認めた狩猟免状の写し(当該登録年度発行のものに限る。)	1 部

３　狩猟税、狩猟者登録手数料

(1)　狩猟税

区　　分	網猟又はわな猟	第一種銃猟	第二種銃猟
ア　下記のイ以外の者	8,200 円	16,500 円	5,500 円
イ　当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農林水産業に従事している者を除く。）以外の者で住所地の市町村長が発行した証明書を添付した者 　また、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で、農林水産業に従事している者にあっては、住所地の市町村長が発行した証明書及び農林水産業に従事していることを明らかにした書面を提出した者	5,500 円	11,000 円	

※奈良県内の対象鳥獣捕獲員は課税免除

※狩猟者登録の申請前 1 年以内に、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者として、奈良県内で鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）に基づく認定鳥獣捕獲等事業の従事者証の交付を受け、当該事業に従事した者は課税免除

※狩猟者登録の申請前 1 年以内に、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項に規定する鳥獣の管理に係る目的で、奈良県内において許可捕獲(有害鳥獣捕獲等)に従事した者の税率はア・イの半額 (100 円未満は切捨。アの区分の者は、網猟及びわな猟は各 4,100 円、第一種銃猟は 8,200 円、第二種銃猟は 2,700 円。イの区分の者は、網猟及びわな猟は各 2,700 円、第一種銃猟は 5,500 円、第二種銃猟は

2,700 円）。

(2)　狩猟者登録手数料・・・・・・・・１件につき、1,800 円

(3)　返送料・・・・・・・・・・・・・・不要（宅配便着払）
※狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図（ハンターマップ）は、宅配便で送付し、着払い扱いとします。

4　納付方法

狩猟税及び狩猟者登録手数料は、下記いずれかの方法で納付してください。
(1) 現金書留にて納付額を「1　狩猟者登録申請書の提出先」まで郵送する
(2) 納付額を下記口座あて振込（振込手数料は納付者負担）する

【振込先】　南都銀行　県庁出張所　普通預金　０１２８７６３ 一般社団法人奈良県猟友会

5　受付期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）　から　令和 9 年 3 月 15 日（月）　まで
（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）
10 月 19 日以降に申請書が到着した場合は、初猟日（11 月 15 日）までに登録証を交付できない場合があります。

6　平成 27 年度税制改正に伴う狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な添付書類について

(1)　対象鳥獣捕獲員
①　奈良県内の市町村長による、対象鳥獣捕獲員であることを証明する書類・・・・・・・・１部

(2)　認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者
①　認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部
捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣保護管理法施行規則第 19 条の 9 第 1 項に規定するもの）の写し。
②　認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書・・・・・・・・・・・・・１部
鳥獣保護管理法施行規則様式第 16 の 2 により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成する証明書
③　申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等に係る鳥獣捕獲等事業）が実施されたことを証する書類・・・・・・・・・・１部
当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は、狩猟者登録の申請前 1 年以内に、奈良県内で実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限る。
④　上記③の事業に従事した際の従事者証の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部
従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が、上記③の事業に対応したものに限る。なお、従事者証に係る目的は、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項に規定する鳥獣の管理に係るものに限る。

(3)　許可捕獲等従事者（許可の区域に奈良県内が含まれる場合に限る）
①　鳥獣保護管理法に基づく許可証又は従事者証の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部
減税の対象となる許可捕獲等従事者は、狩猟者登録の申請前 1 年以内に、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者又は狩猟者登録の申請前 1 年以内に、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した者である。

前者の場合許可証の写し、後者の場合従事者証の写しが必要となる。なお、許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等の目的に限る。

② 捕獲等の結果を示す書面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

上記①の許可証又は従事者証に基づく捕獲等の結果（捕獲等の日時、場所、対象種、捕獲数、処置の概要）を記載した書面で、減税に必要な捕獲等の結果を記載した許可証の報告欄の写し又は捕獲等の実績を示す書面として、当該許可を行った都道府県知事もしくは市町村長が別途発行したもの。

7 その他

(1) 申請書は可能な限り個人扱いを避け、猟友会で取りまとめのうえ、一括申請をしてください。

(2) 申請書には、連絡先の電話番号を必ず記入してください。

(3) 登録証の交付は、相当の処理期間を要するため、登録証等の即日交付は行いません。

(4) 申請書類に不備（記入漏れ、住所の相違等）があるものは受理しませんので、十分留意して提出してください。

(5) ニホンジカ、イノシシの狩猟期間については、11月15日から翌年3月15日までとします。（他の鳥獣については、11月15日から翌年2月15日まで）